

9 緊急事態措置終了後の対応

※ 本項は、5月末時点の取組を記載したものであり、8月末現在、「イベント等の開催制限」は9月末まで人数制限を延長し、また、新しい「警戒ステージ」を設定しています。

(1) 基本方針の決定

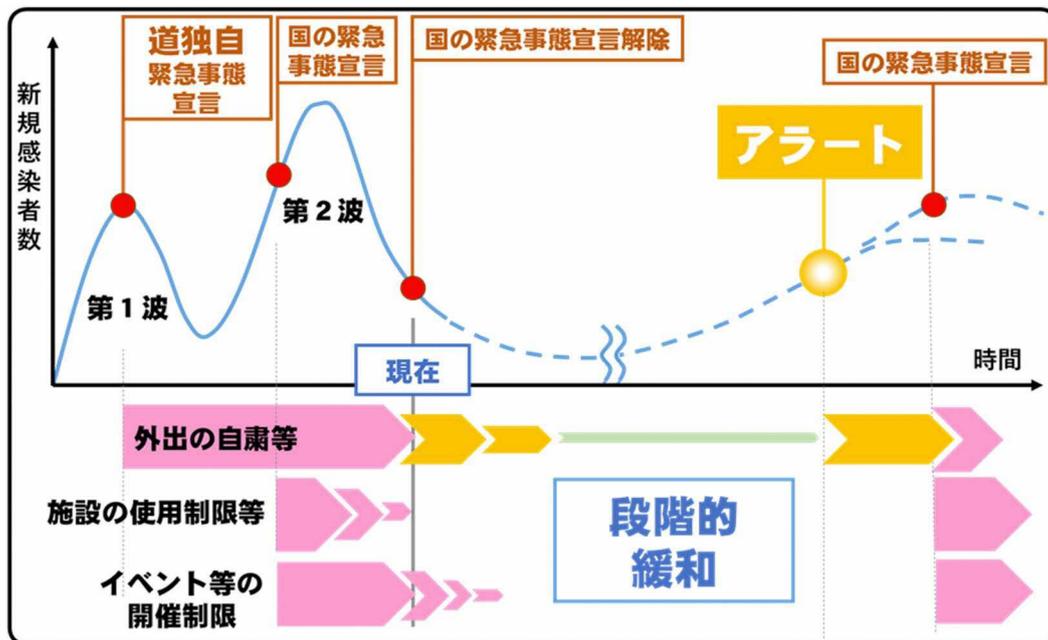
道内での感染状況等を踏まえ、5月29日、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）」において、6月1日以降の対応について、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を決定した。

基本方針では、第2波をしっかりと抑え込み、第3波以降の波に備えるため、検査体制、医療提供体制をさらに充実させ、オール北海道で感染症対策に取り組むこととし、その上で、道民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを変革する「新北海道スタイル」を実践・促進しながら、新型コロナウイルス感染症に強い社会を作り上げることとした。

また、常に見えない感染の広がりを念頭に置き、第3波は必ず来るという想定で、①まん延の防止（感染症をおさえる）、②行動の変容（日常をかえる）、③早期発見と対策（感染拡大にそなえる）という3つの取組の実践を図ることとした。

さらに、これまで行ってきた外出の自粛等については、6月以降、段階的に緩和することとした。

【6月以降の展開イメージ】



(2) 6月以降の段階的緩和

6月以降の段階的緩和については、国の通知を踏まえ、7月末までの期間を概ね3週間ごとに区切り、それぞれステップ1（6/1～6/18）、ステップ2（6/19～7/9）、ステップ3（7/10～7/31）として、「外出の自粛等」、「施設の使用制限等」、「イベント等の開催制限」について段階的に緩和することとした。

「外出の自粛等」に際しては、「北海道スタイル」の実践を確認するなど、感染防止対策の徹底への協力を依頼した。ステップ1においては、接待を伴う飲食店・ライブハウス等の利用や、他都府県・札幌市との不要不急の往来について慎重に対応するよう協力を依頼した。

「施設の使用制限等」に際しては、すべての使用制限（休業要請）を6月1日から解除し、「北海道スタイル」の実践等について、準備が整った施設から、順次使用を再開していただくこととした。ただし、国が特に感染リスクが高い施設とし、6月1日当時、各業種別のガイドラインが策定中であった業種（接待を伴う飲食店、ライブハウス等）については、より慎重な対応を依頼した。

「イベント等の開催制限」については、「北海道コロナ通知システム」等の接触確認アプリの導入や業種ごとのガイドラインなどに基づき感染防止策を徹底することを前提に、概ね3週間ごとに、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとした。

【6月以降の段階的緩和】

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止（新しい生活様式の実践等）		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来 札幌との不要不急の往来				
施設の使用制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応			
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベント等の開催制限	屋内イベント	100人以下 収容率 50%	1,000人以下 収容率 50%	5,000人以下 収容率 50%	全て 収容率 50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討（8月末現在、国の通知を踏まえ、9/1以降のイベント等の開催制限について、引き続き5,000人以下とするなど改訂済み）

（3）まん延の防止（感染症をおさえる）

今後の感染拡大の可能性を見据え、早期の感染防止対策に繋げるため、3つの「警戒ステージ」を設定した。

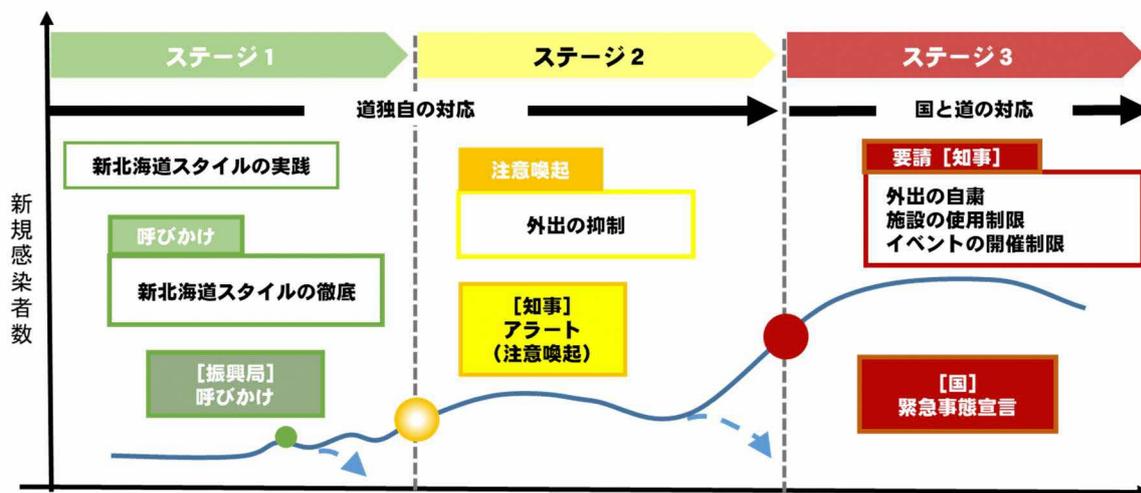
「ステージ1」は、「北海道スタイル」の実践を促進していくステージであり、これまでの経験を踏まえ、早期に感染拡大を防止するためには、感染の兆候が見られた段階で、感染の芽を封じ込めることが重要であることから、リンクなしの新規感染者が1日2例以上発生した場合には、振興局単位による「呼びかけ」を実施して、早期に抑え込みを行うこととした。

「ステージ2」は、知事による「アラート（注意喚起）」の発出を行うステージであり、①新規感染者数や、②新規感染者のうちリンクなしの数、③前1週間との比較といった感染状況に加え、④入院患者数や、⑤重症患者数といった医療提供体制の状況、⑥PCR検査の陽性率や、⑦受診相談窓口における相談件数といった監視体制の状況を総合的に判断

した上でアラートを発出することとした。

「ステージ3」は、国による「緊急事態宣言」が発出されるステージであり、外出の自粛に加え、施設の使用制限など、より強い感染拡大防止措置を実施することとした。

【3つの警戒ステージ】



【対応内容と目安】

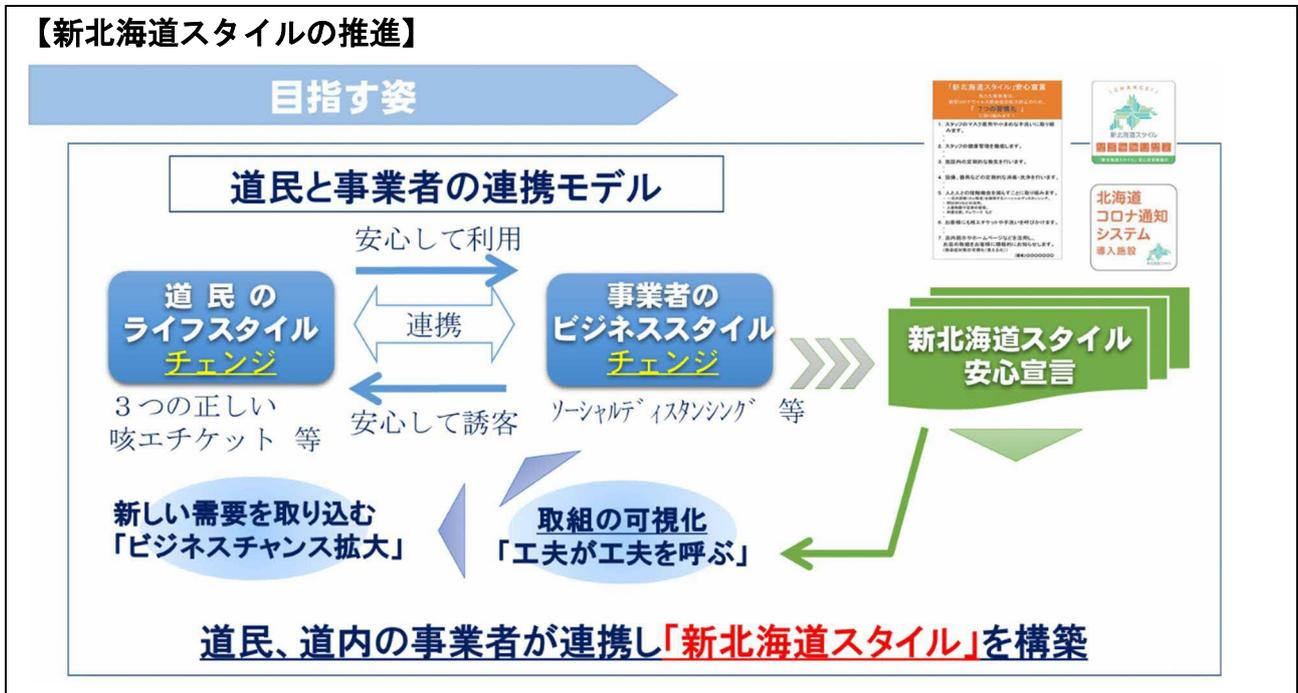
ステージ	対応内容	目安
1	北海道スタイルの実践	—
	【呼びかけ】※振興局 北海道スタイルの徹底 等	振興局管内で新規感染者 (リンクなし)の発生 1日2例以上
2	【アラート(注意喚起)】※知事 外出の抑制 (例)①休日の外出の抑制 ②地域の往来の抑制 ③高リスク施設への外出の抑制 等	アラート指標
3	【要請】※知事 外出の自粛 ※施設の使用制限、 イベント等の開催制限の要請も検討	国による 緊急事態宣言発令

【知事アラートの指標】

項目	指標	目安となる数値
感染状況	①新規感染者数	10人以上/日(2日連続)
	②新規感染者のうち リンクなし	①のうち多数
	③前の1週間との比較	増加
医療提供体制	④入院患者数 ⑤重症患者数	医療提供体制等も考慮
監視体制	⑥PCR検査の陽性率 ⑦受診相談窓口における 相談件数	総合的に判断

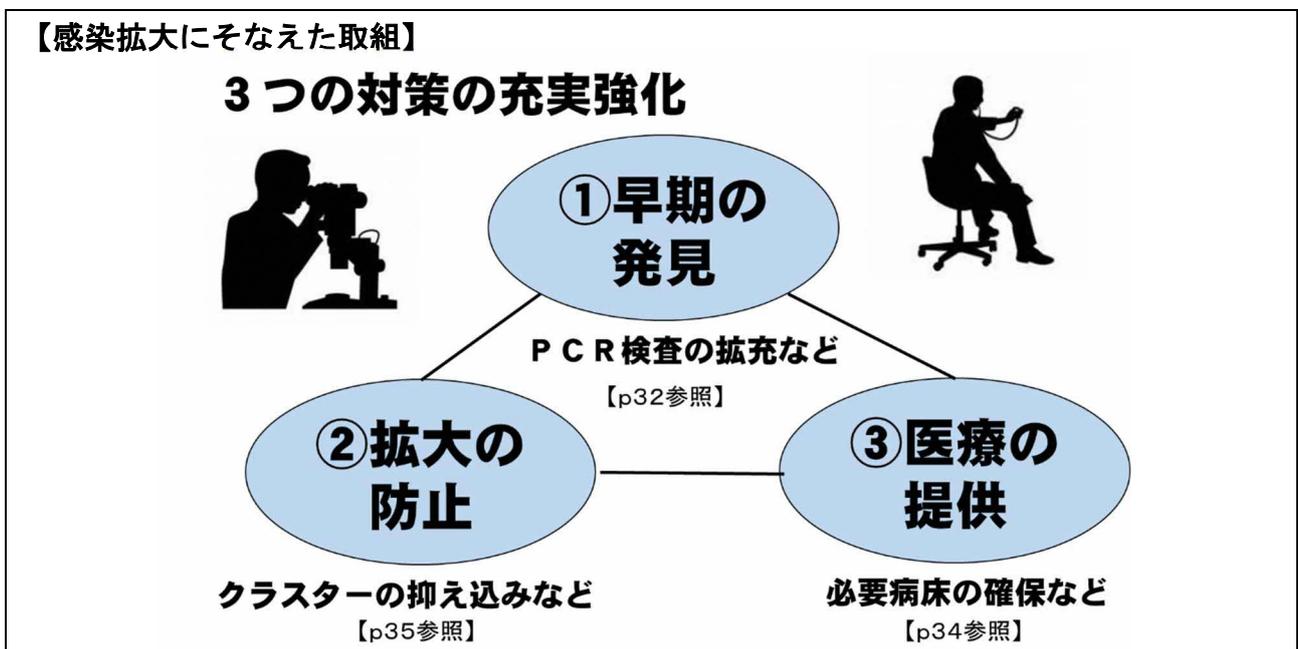
(4) 行動の変容（日常をかえる）

新型コロナウイルスがゼロにはならず、ウイルスと共存する社会を形成していかなければならないことから、従来の行動スタイルを変え「新しい生活様式」を実践する「北海道スタイル」を実践・促進することとした。その一環として、6月1日から、「北海道コロナ通知システム」を導入した。



(5) 早期発見と対応（感染拡大にそなえる）

感染の早期発見（PCR検査の拡充など）や拡大の防止（集団感染の抑えこみ）、医療提供体制の確保（必要病床の確保）の3つの対策を充実強化することとし、市町村や関係機関・団体など、地域と連携しながら全道一丸となって取組を進めることとした。



10 有識者からの意見

「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」においては、第2波における国の緊急事態宣言による道の緊急事態措置の取組や検査医療提供体制の整備、市町村への情報提供等について議論が行われた。

有識者からは、北海道・札幌市緊急共同宣言、学校の休業措置は妥当といった全体的な評価や、「第1波の経験を踏まえ、検査体制や学校の一斉休業に対する家庭や児童生徒への支援体制が改善された」といった意見があった一方で、医療面に関して「行政から医療機関への集団感染に関する情報伝達が不十分だった」との意見や、経済面に関して「全道一律の休業要請は地域へのダメージも大きく、地域の感染状況に応じたきめ細かい対応が必要」といった幅広いご意見をいただいた。

【有識者会議での主な意見】

《休業要請等への対応》

- ・ 第2波の全道一律の対応には疑問。地域の感染状況に応じて対応を変えることで、経済的なダメージを少しでも軽くできたはず。道民が納得できる判断基準を示し、地域の実情に応じて対応できる体制を整備することが必要。

《情報開示・情報共有》

- ・ 感染者情報について、居住市町村や年代の公表をルール化することを検討すべき。
- ・ 感染者が特定されると医療機関や社会福祉施設の従業員、家族が誹謗中傷される可能性があるため、公表については慎重に行う必要がある。
- ・ 個人情報保護の観点では重要だが、個人情報と共通情報の仕分けが不十分。
- ・ 施設名が公表されることにより、介護人材不足が一層深刻になることが懸念。

《意思決定過程の透明性の確保》

- ・ 幹部の打合せ記録について、独自の休校要請や緊急事態宣言は非常に重い政策判断であり、経過や内容の補強をお願いしたい。
- ・ 前例のない取組については、政策効果や不具合に関してモニタリングしていくことが必要。
- ・ 感染症に関する行動計画が、活かされていない面があり、本検証を実効性のある対策に繋げてほしい。

《学校休業長期化の影響把握と対応》

- ・ 休校中の児童に際し、ダウンロードや印刷の方法、学校再開後の教室清掃、消毒などに課題。
- ・ 授業内で児童同士を交流させることが難しい状況で、今年度からの指導要領で「主体的・対話的で深い学び」が求められる中、質的改善をどう図るかが今後の課題。
- ・ 児童、生徒ひとり一人の学力保証が重要。
- ・ 各学校への感染症対策経費の配分や教育旅行支援事業の実施は評価。

- ・ 修学旅行等の校外活動、運動会や学習発表会などの特別活動時における感染予防対策が課題。
- ・ 準要保護家庭への支援事業については、新年度以降に所得が下がった家庭もあるため、追加申請の検討が必要。

《差別・偏見への対応》

- ・ 感染者や医療技術者への差別・偏見に関して、意識改善に向けた働きかけが重要。
- ・ 道独自に人権関係の相談窓口を設置し、啓発と相談対応を併せて行うことを検討すべき。
- ・ 感染症対策や経済対策と一体となった差別・偏見防止の呼びかけが重要。
- ・ 人権相談窓口の設置や条例の制定も検討すべき。

《検査体制の検証、整備》

- ・ 救急当番や疑似症を積極的に診療している医療機関に、集団感染の情報が伝達される体制を構築することが必要。
- ・ 秋から冬のインフルエンザ流行前に、簡易検査キットを一般病院に導入するなど体制を整備することが必要。
- ・ 唾液検査がPCR検査として認められたが、検査の数や検査センターに運ぶ手段など、体制の整備が必要。
- ・ 保健所の人員配置や検体の輸送体制、通信機材の確保等、本庁と振興局、保健所において対応の手順等を事前に定めておくことが必要。
- ・ 保健所と市町村、医療機関との情報共有をしっかりと行うことが必要。

《医療提供体制等の確保》

- ・ 院内感染が発生すると病院内も混乱している。こうした場合、保健所が感染経路の調査等に加え、医師や看護師を派遣し感染対策を指導することが効率的なため、さらに行政と医療が連携して対応する体制を秋冬までに構築することが必要。
- ・ 陽性者の転院情報など、医療技術者同士を繋ぐ役割は医療技術者が担うべきであり、体制の構築が必要。
- ・ 介護施設ではマスク等の物資を必要数確保するのは困難。道における備蓄が必要。
- ・ 一人の介護士の感染が多数の濃厚接触者につながり、介護崩壊が起きることから、集団感染の認定を待たず、施設の状況に応じ、迅速に現地対策本部を設置するなど柔軟に対応すべき。
- ・ オンライン診療は通常医療と比べ、診療報酬が低く設定されており、医療機関の経営が圧迫される可能性もあることから、オンライン診療における診療報酬の引き上げが必要。
- ・ 重症者を担う病院と軽症者を担う病院の棲み分けを行うことが必要
- ・ 感染の不安から病院での受診を抑制する傾向があり、各種ワクチンの接種を控える方が多く、今後、他の疾病者が増加することを危惧
- ・ 北海道の特性として医療アクセスに地域差があるため、遠隔地における医療体制の充実・強化が必要

《経済への影響・対策》

- ・ 学校休業に関し、保護者の給料、有休、補償などの問題について、国の助成金などの制度が活用されるよう、関係者、企業、学校、保護者などへの制度周知の支援を道が行うべき。
- ・ 第2波に対応する国や道の支援策が各省庁、部局にまたがり、手続きも煩雑であり、各振興局にある相談窓口のPR、申請のサポートを含めた相談体制の一層の充実が課題
- ・ 第2波の全道一律の対応には疑問。地域の感染状況に応じて対応を変えることで、経済的なダメージを少しでも軽くできたはず。道民が納得できる判断基準を示し、地域の実情に応じて対応できる体制を整備することが必要。
- ・ 第2波の緊急事態措置で経済的なダメージは更に大きくなった。休業支援金に対する対応をもう少し早くすべきで、今後の休業要請に対する支援の仕組みを準備しておくことが必要。
- ・ 新北海道スタイルに対する道の支援制度では、減収への補填、加えてデジタル化やビジネスチャンス化なども含めて対象とするよう再構築すべき。